

【介護予防訪問介護 あおやぎ 重要事項説明書（第1号訪問事業）】

1. 事業所の概要

事業所名	ホームヘルプステーション あおやぎ
所在地	高知市五台山3780-1
事業者指定番号	第3970100057号
管理者	田所 倫子
連絡先	TEL (088) 885-0013
	FAX (088) 885-1288
サービス提供地域	高知市、南国市
第三者評価の実施状況	なし

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職 種	人員数	業務内容
管 理 者	1	・事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供 責任者	1以上	・事業所に対する利用の申込みに係る調整を行う。 ・訪問介護員等に対する技術指導。 ・指定訪問介護計画の作成等を行う。 (介護福祉士或いは実務者研修修了者)
訪問介護員等	5以上	・利用者の日常生活の介護に関すること。
事 務 員	1以上	・事務作業に関すること。

3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日（12月31日～1月2日までを除く。）
営 業 時 間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜日から日曜日 8時～19時（12月31日～1月2日までを除く。）

※ 電話等、連絡可能な体制として、上記営業日、営業時間外でも別途対応いたします。

4. サービスの内容

(1) 第1号訪問事業

利用者の居宅（自宅）へ 介護福祉士等を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

〈身体介護〉

- ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の脱着 ⑤整容介助
⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬管理
⑪通院等介助 ⑫その他（ ）

〈生活援助〉

- ①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買い物 ⑤薬の受取り ⑥衣服の入れ替え

5. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、各利用者の負担割合に応じた金額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 第1号訪問事業

【利用料金】

(1月あたり)

		訪問型サービス費 (独自) I	訪問型サービス費 (独自) II	訪問型サービス費 (独自) III
利用料		11,760 円	23,490 円	37,270 円
利用料 負担額	1割	1,176 円	2,349 円	3,727 円
	2割	2,352 円	4,698 円	7,454 円
	3割	3,528 円	7,047 円	11,181 円

《加算(1日あたり)の自己負担額》

加算項目	利用者負担額	算定内容
	1割	
夜間・早朝加算	1回につき 基本利用料の 25%	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合
深夜加算	1回につき 基本利用料の 50%	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合
初回加算	200円/回	新規の利用者へサービス提供した場合
生活機能向上連携加算 (I)	100円/月	介護予防訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職がご自宅を訪問し、介護予防訪問介護計画を作成した場合に算定
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る介護職員の賃金改善等の計画を策定し、計画に基づき賃金改善等を実施。また、職場環境等要件に関し複数の取組を実施、見える化を行い「介護職員等のベースアップ等」に充て賃金改善を実施した場合。 利用料、加算を合わせた総単位数に24.5%を加算	

【支払い方法】

利用者負担金は、利用月の翌月15日前後にご請求(請求書発送)しますので、下記の方法で25日までにお支払いください。

- | |
|---|
| <p>① 金融機関口座から その月 25日に自動引き落とし
※土・日曜日、祝日の場合は翌営業日に引き落とし
※ご利用できる金融機関：郵便局・高知銀行・四国銀行・農協(JAバンク)</p> <p>② 銀行振込 (口座番号は請求書に記載)</p> |
|---|

※ 居宅サービス計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われない場合は、一旦利用料金を全額お支払いいただきます。ただし、サービス提供証明書及び領収書を発行しますので後日、高知市又は南国市の窓口へ提出していただければ払い戻しを受けることができます。

6. キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：（０８８）８８５－００１３

7. 緊急等の対応

サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

◆利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の方の身元引受人、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

◆事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。

◆利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

◆事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

◆利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

9. 当法人の運営方針

◆ 運営の方針

要支援状態になった利用者が、その居宅において自立した日常を営むべく、常に利用者の立場に立ち、個別に介護予防訪問介護計画を作成し、日常生活上の援助、心身機能の維持に努めます。又、ご家族の身体及び精神的負担の軽減となるようサービスを提供します。

◆ 職員研修

上記の方針を遂行するために職員の質の向上を図っています。採用前、採用後も徹底した研修を施設内外にて実施します。

感染症対策、事故防止、身体拘束・虐待防止について、3ヶ月に1度は会議を持ち対策を検討するとともに防止に努めます。

◆ 相談窓口

苦情処理担当者を置き、いつでも利用者の相談窓口となれる体制をとっています。

◆ 秘密の保持（「個人情報保護方針」参照）

職員は、業務上知り得た利用者並びにそのご家族の秘密は守ります。

職員でなくなった場合も秘密を保持するよう周知徹底しています。

◆ 関係市町村及び他の保健医療・福祉サービス提供者との連携

各機関と日頃から連携を密にし、総合的サービスの提供に努めます。

◆ 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

10. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	(088) 885-0800
	FAX番号	(088) 885-1288
	相談員(責任者)	西岡いづみ・小川 友美
	対応日時	月曜日から金曜日 8:30~17:30

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険 相談窓口	高知市役所 介護保険課 事業係	
	所在地	高知市本町5-1-45
	電話番号	(088) 823-9972
	FAX番号	(088) 824-8390
	南国市役所 長寿支援課 介護保険係	
	所在地	南国市大桶甲2301
	電話番号	(088) 880-6556
	FAX番号	(088) 863-1167

※対応日時 平日の8:30~17:15(年末年始・祝祭日を除く)

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	(088) 820-8410、8411
	FAX番号	(088) 820-8413

※対応日時 平日の9:00~16:00(年末年始・祝祭日を除く)

1.1. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 さわらび会
代表者氏名	理事長 水上 佳与子
本社所在地	高知市五台山3780-1
電話	(088) 885-0800
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、デイサービスセンター、小規模デイサービスセンター、ホームヘルプ・ステーション、居宅介護支援事業所
事業所数	6事業所